

## よくあるご質問

教員免許状の授与申請等に関してよくあるご質問について、Q & A形式にまとめました。

普通免許状の取得関係 ( Q 1 ~ Q 11 )  
書換え関係 ( Q 12 ~ Q 15 )  
再交付関係 ( Q 16 ~ Q 18 )  
授与証明書関係 ( Q 19 ~ Q 21 )  
兵庫県教育委員会が発行した特別支援学校教諭免許状等への領域追加関係 ( Q 22 ~ Q 33 )  
その他 ( 履修可能な大学等の紹介、単位相談の仕方、手数料 他 ) ( Q 34 ~ Q 41 )

### 普通免許状の取得関係

Q 1 兵庫県教育委員会へ授与申請ができるのは、どのような者ですか？

- A 1 ・ 兵庫県内の学校 ( 幼稚園を含む ) や教育機関に勤務する者 ( 他府県居住者を含む )  
・ 兵庫県内に居住する者 ( 他府県の学校に勤務する教員を除く )

Q 2 兵庫県内にキャンパスがある大学で、教員免許状の申請に必要な単位を修得しました。個人申請をしたいのですが、兵庫県に申請することは可能ですか？

- A 2 兵庫県内のキャンパスを卒業された方でも、他の都道府県にお住まいの方は、お住まいの都道府県教育委員会に申請していただくことになります。

Q 3 申請書類は、いつまでに提出すればよいですか？また、申請書類を提出してから免許状が発行されるまでにどのくらいの日数がかかりますか？

- A 3 申請書類については、原則として随時受け付け ( Q 5 参照 ) ますが、受付月日によって授与日 ( 免許状の効力が発生する日で、免許状に記載される発行日 ) が変わってきます。

教員として採用が決まっている場合、免許状は採用日よりも前に授与を受ける必要があります。特に、2月、3月の申請受付については、通常月と違いますのでご注意ください。

また、免許状は授与日にすぐに発行し、お渡しできるわけではないので、ご注意ください。発送には、授与日から約2～3か月かかります。申請状況によっては、それ以上の期間お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

申請書類の受付月日		授与日 ( 1 )
4月～1月	1日～14日受付	受付月の末日
	15日～月末受付	受付月の翌月15日
2月～3月	期間全日受付 ( 2 )	3月31日

1 授与日である15日又は末日が開庁日 ( 土・日・祝日、年末年始 ( 12月29日～1月3日 ) ) の場合はその直前の開庁日となります。

2 3月については、「Q 5」を参照してください。

受付日が土・日・祝日、年末年始 ( 12月29日～1月3日 ) の場合は、その直前の開庁日に申請してください。受付時間は、9時～11時30分及び13時30分～17時です。

Q 4 教員免許状取得のための所要資格 ( 大学等を卒業して必要単位等を修得済み、保健師免許の取得、教員資格認定試験の合格など ) を得てから10年以上経っているのですが、まだ教員免許状の申請をしていません。申請することはできますか？

- A 4 平成21年4月から教員免許更新制が導入されたことにより、旧免許状 ( 平成21年3月31日以前に授与された免許状 ) を所持していない方が、所要資格を得てから10年以上経過した場合は、申請前に更新講習を受けることが必要になりました。

Q 5 免許授与申請の受付停止期間はありますか？

- A 5 3月は、新卒者のための大学一括申請対応期間となることから、原則として個人申請の受付を停止します。ただし、申請する免許状を用いて4月から教員としての採用が内定している等の理由がある場合に限り受け付けます。併せて「教育職員免許状授与予定証明書」の申請も必要です。

Q 6 授与申請は窓口でも郵送でもどちらでもできますか？

A 6 窓口でも郵送でも申請できます。

ただし、郵送での申請は、郵便事故等によるトラブルを避けるため、必ず「簡易書留」など、お手元に郵送の記録が残る郵便などを利用してください。

なお、窓口で申請しても、処理期間が郵送の場合より短くなることはありません。また、申請内容のすべて(特に、修得単位など)をその場で確認できるわけではありません。場合によっては、後日改めてお問い合わせすることがありますので、ご了承ください。

Q 7 申請書類は、どのようにして入手すればいいですか？

Q 7 ・ ホームページからダウンロードして印刷(感熱紙は不可)する。

なお、PDF ファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader が必要です(無料)。お持ちでない方は兵庫県教育委員会ホームページのトップページ(最下部)から入手してください。

- ・ 兵庫県教育委員会事務局教職員課で受領する。
- ・ 郵送で請求する。

教職員課宛での封筒の表に、請求する書類を朱書きし、返信先の郵便番号、住所、氏名を記入し、返信用切手を貼った返信用封筒(下表参照)を中に入れて郵送してください。

請求する書類	返信用切手の金額	返信用封筒
1 普通免許状授与申請書類	1 4 0 円	角形 2 号封筒
2 授与証明書発行願	8 2 円	長形 3 号封筒
3 書換え申請	9 2 円	長形 3 号封筒
4 再交付申請	9 2 円	長形 3 号封筒
5 書換え + 再交付申請	9 2 円	長形 3 号封筒

Q 8 複数の免許状を申請したいが、申請書類は 1 部でいいですか？

A 8 申請書類は免許状の種類及び教科ごとに必要です。

ただし、窓口又は 1 つの封筒で郵送で申請する場合は、次のものは 1 部で結構です。  
戸籍抄本、卒業(修了)証明書、介護等体験に関する証明書、返信用封筒

Q 9 兵庫県では、学力に関する証明書の様式を定めていますか？

A 9 学力に関する証明書は、兵庫県が定める様式ではありません。

各大学が発行する教員免許状申請用の証明書を提出してください。

Q 10 学力に関する証明書等に有効期限はありますか？

A 10 有効期限(3 か月以内)があるもの：戸籍抄本、実務に関する証明書、人物に関する証明書、身体に関する証明書、授与証明書

有効期限がないもの：基礎資格に関する証明書(卒業、修了等の証明書)、学力に関する証明書、介護等体験に関する証明書

Q 11 学力に関する証明書は、「新法」、「旧法」等どの種類を用意すればいいですか？

A 11 平成 12 年 4 月以前に大学に在籍した経験がない方は、すべて「新法」の証明になります。

平成 12 年 4 月以前に大学に在籍した経験がある方で、自分がどの法律に該当するか分からない方は、在勤、在住の都道府県教育委員会にお問い合わせください。

#### 書換え関係

Q 12 結婚して氏名・本籍地が変わりました。どのような手続きをとればいいですか？

また、手続きを必ずしなければならないのですか？

A 12 兵庫県教育委員会が発行した教育職員免許状であれば書換えをすることができます。

ただし、書換えは法律で義務付けられているものではないため、旧姓・日本籍地のままでも免許

状の効力に影響はなく有効です。また、同一県内での本籍地の変更については書換えを行いません。

なお、兵庫県以外の都道府県で発行された免許状の書換え手続は、発行した都道府県教育委員会で行うことができませんので、手続の詳細は、発行した都道府県教育委員会にお問い合わせください。

Q13 免許状の氏名と本籍地を変更するのですが、免許状の原本を紛失しています。どうすればいいですか？

A13 その場合、再交付の手続も同時に行ってください。

Q14 免許状を小学校教諭1種免許状、中学校教諭1種免許状、高等学校教諭1種免許状の3種類持っています。書換え申請書は、何枚提出すればいいですか？

A14 この場合、免許状の種類及び教科ごとに必要ですので、3枚提出してください。手数料も、免許状の種類及び教科ごとに必要となります。なお、戸籍抄本は1部で結構です。

Q15 書換え手続にどのくらいの日数がかかりますか？

A15 申請書を受け付けた日から約2～3か月かかります。

#### 再交付関係

Q16 小学校教諭1種免許状、中学校教諭1種免許状、高等学校教諭1種免許状の3種類の免許状を持っていましたが、紛失しました。再交付申請書と再交付理由書は、何枚提出すればいいですか？

A16 免許状の種類及び教科ごとに必要ですので、この場合は3枚提出してください。手数料も免許状の種類及び教科ごとに必要となります。

Q17 免許状を紛失したので再交付をしてもらいたいのですが、結婚して氏名も変わっています。どうすればいいですか？

A17 書換えの手続を同時に行ってください。

Q18 再交付手続にどのくらいの日数がかかりますか？

A18 申請書を受け付けた日から約2～3か月かかります。

#### 授与証明書関係

Q19 免許状番号や授与年月日等の照会は電話でできますか？

A19 個人情報のため、電話での照会には一切お答えできません。兵庫県教育委員会が発行した免許状であれば、本県が証明する授与証明書で確認できますので、証明書の発行請求をしてください。

Q20 授与証明書は、発行までにどのくらいの日数がかかりますか？

A20 発行願を受け付けた日から7日前後（閉庁日を除く）かかります。

Q21 免許状を複数所有していますが、授与証明書は1枚で1種類しか証明されないのですか？

A21 授与証明書は、1枚の証明書で1種類のみ免許状の証明になります。

#### 兵庫県教育委員会が発行した特別支援学校教諭免許状等への領域追加関係

Q22 「授与」と「領域追加」とは何が違うのですか？

A22 「授与」は新たな特別支援学校教諭免許状の交付であるのに対し、「領域追加」は既に授与された免許状に対し、その授与された免許状で有していない新たな教育領域を追加して定めるものです。（例：特別支援学校教諭二種免許状（視覚障害者に関する教育の領域）に新たに「知的障害者に関する教育の領域」を追加すること。）

よって、免許状番号が領域の追加で新たに付番されることはなく、引き続き領域追加前と同じ番号となり、授与年月日も以前のまま変わりません。

Q23 現在、小学校教諭一種と養護学校教諭二種免許状を持って小学校に勤めています。この度、特別支援学校教諭二種の視覚領域の免許状も取得したいと思っておりますが申請手続はどうすればいいですか？

A23 小学校での「良好な成績での実務」が1年以上、第2欄の視覚領域の単位が2単位（「心理・生理・病理」「教育課程・指導法」を含む）が必要です。これは認定講習等で修得できます。単位と実務年数が揃えば、養護学校教諭二種免許状を発行した都道府県教育委員会へ領域追加の申請ができます。

Q24 中学校教諭一種と特別支援学校教諭一種免許状（視覚）を持っていますが、まだ学校に採用されたばかりで、実務が1年もありません。特別支援学校教諭一種の聴覚領域を領域追加するためにはどうすればいいですか？

A24 教育職員検定によらない場合、特別支援学校教諭一種の聴覚領域の認定課程がある大学等で、第2欄の聴覚領域の単位を8単位修得する必要があります。

検定により特別支援学校教諭一種免許状に教育領域を追加するためには、特別支援学校において当該免許状に定められている領域又は追加しようとしている新領域での実務が必要となります。よって勤務先が中学校のみの場合、検定による領域の追加はできません。

勤務先が視覚又は聴覚領域の特別支援学校（盲学校又は聾学校等）の場合は、検定による領域の追加が可能ですので、大学の公開講座等で第2欄の聴覚領域の単位を4単位修得し、1年以上の実務をもって申請できます。

Q25 養護学校教諭一種免許状を持っていますが、兵庫県教育委員会の認定講習の修得単位のみで視覚領域を追加できますか？

A25 一種免許状取得用の認定講習や公開講座で修得した単位であれば可能ですが、兵庫県教育委員会の認定講習は二種免許状取得用ですので、この場合、領域追加はできません。

Q26 養護学校教諭二種免許状を大阪府教育委員会で、特別支援学校教諭二種免許状（視覚）を兵庫県教育委員会で授与されています。聴覚領域の二種を領域追加したいのですが、大阪府と兵庫県のどちらに申請したほうがいいですか？

A26 どちらでも構いません。この場合、大阪府なら養護学校教諭二種免許状に、兵庫県なら特別支援学校教諭二種免許状に聴覚領域を追加します。

Q27 養護学校教諭一種免許状と特別支援学校教諭二種免許状（聴覚）を持っています。特別支援学校教諭二種免許状に視覚、知的、肢体、病弱の領域を追加できますか？

A27 視覚領域の追加は可能ですが、知的、肢体、病弱の領域追加はできません。既に一種の特別支援学校教諭免許状等を取得されている場合は、所持する特別支援学校教諭免許状等の一種と同じ領域を定めた二種免許状の授与及び領域追加を行うことはできません。

したがって、知的、肢体、病弱の領域は、養護学校教諭一種免許状を所持している場合、特別支援学校教諭一種免許状（知的、肢体、病弱）を所持している者とみなされるため、二種免許状に領域追加することができません。

Q28 特別支援学校教諭二種免許状（視覚、聴覚）と養護学校教諭一種免許状を持っています。養護学校教諭一種免許状に視覚、聴覚領域は追加できますか？

A28 できます。上位種免許への領域追加は可能です。

Q29 小学校教諭一種免許状を持って小学校に勤めています。特別支援学校教諭二種免許状を新たに取得しようと思っておりますが、どうすればいいですか？

A29 初めて特別支援学校教諭免許状を取得する方法は、授与（免許法5条別表1又は6条別表7による）となります。在勤・在住の都道府県教育委員会にお問い合わせください。

Q30 特別支援学校教諭免許状を紛失してしまったのですが、領域追加はできますか？

A30 可能です。兵庫県教育委員会が発行した特別支援学校教諭免許状等に領域追加を行う場合は、紛失した免許状の再交付申請を先に行い、再交付されてから領域追加の申請を行ってください。  
他の教育委員会が発行した特別支援学校教諭免許状等に領域追加を行う場合は、発行元の教育委員会にお問い合わせください。

Q31 領域追加にはどれくらい時間がかかりますか？

A31 免許授与と同様、申請書類の受付日より、各月の15日付け又は末日付け（2月、3月受付分は3月31日付け）での領域追加となります。  
なお、領域追加後の免許状の発行は、申請受付日のおよそ3～5か月後です。

Q32 平成18年度までに兵庫県の認定講習で修得した科目で、領域追加はできますか？

A32 特別支援学校教諭二種免許状の第2欄の単位に読み替えることで、領域追加のための単位として使用できます。詳細は下記問い合わせ先までお問い合わせください。

Q33 平成17年に、免許法第6条別表7で養護学校教諭二種免許状を取得するために必要な単位を、すべて修得していたのですが、授与申請できますか？（盲・聾・特別支援学校教諭免許状は持っていません）

A33 教育職員免許法改正前の修得単位のみでは申請できません。  
平成19年度の法改正前に、盲・聾・養護学校教諭免許状を取得しなかった場合は、法改正以降、新たに特別支援学校教諭免許状の取得要件を備える必要があります。したがって、法改正後の単位に読み替えた後、不足する単位を追加で修得することで、特別支援学校教諭免許状を取得できます。

その他

Q34 教育職員免許状を取得したいのですが、教育職員免許状取得用の単位を履修できる大学を紹介してもらえますか？

A34 兵庫県教育委員会では、教育職員免許状取得用の単位を履修できる大学の紹介はしていません。  
なお、文部科学省ホームページ [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/daigaku/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/index.htm) で履修可能な大学を紹介しています。

Q35 兵庫県内の学校に教育実習に行きたいのですが、教育実習先の紹介をしていますか？

A35 兵庫県教育委員会では教育実習校の紹介をしていません。在籍されている大学にご相談ください。

Q36 大学で教育職員免許状取得に必要な単位を修得したのですが、介護等体験を行っていません。これから介護等体験を行う方法を教えてください。

A36 介護等体験は、教職に関する単位を修得した大学を通じて社会福祉施設や特別支援学校で7日間行うことになっています。在校生（通信教育課程、科目等履修生を含む。）はもちろん、卒業生についても、教職に関する単位を修得した大学にご相談ください。

Q37 複数の大学で教育職員免許状を取得するための単位を修得していますが、複数の大学の単位を合わせて申請することは可能ですか？

A37 教育職員免許法に定める単位を満たしているのであれば、複数の大学の単位を合わせて申請することは可能です。しかし、「教科に関する科目」の単位修得については注意が必要です。「教科に関する科目」の各科目については、大学により修得すべき内容が異なります。法律上必要とされている単位の内容を満たす（一般的包括的な内容を含む）ためには、一つの大学で「教科に関する科目」の各科目の単位を修得する必要があります。

例 中学校教諭一種免許状（国語）「漢文学」について  
漢文学の一部をA大学で修得、残りをB大学で修得

例 の場合、「漢文学」の内容を複数の大学で分割して受講しているため、法律上必要とされている単位の内容を満たしたことになりません（一般的包括的な内容を含んだことになりません）。「教科に関する科目」の合計単位としては使えますが、内訳として不足が生じます。

例 中学校教諭一種免許状（社会）「日本史及び外国史」について  
日本史をA大学で修得、外国史をB大学で修得

例 の場合も同様に、「日本史及び外国史」の内容を複数の大学で分割して受講しているため、法律上必要とされている単位の内容を満たしたことになりません（一般的包括的な内容を含んだことになりません）。「教科に関する科目」の合計単位としては使えますが、内訳として不足が生じます。

例 高等学校教諭一種免許状（国語）「国文学（国文学史を含む。）」について  
国文学（国文学史を含まない。）をA大学で修得、国文学史のみをB大学で修得

例 の場合も同様に、「国文学（国文学史を含む。）」の内容を複数の大学で分割して受講しているため、法律上必要とされている単位の内容を満たしたことになりません（一般的包括的な内容を含んだことになりません）。「教科に関する科目」の合計単位としては使えますが、内訳として不足が生じます。

Q38 海外で修得した単位や学位を使って教育職員免許状の申請をすることは可能ですか？

A38 海外で修得した単位や学位をそのまま使用して教育職員免許状の申請をすることはできません（海外の教育職員免許状を取得していても同様）。海外で修得した単位や学位を日本で使用するためには、兵庫県教育委員会における教育職員検定を受けていただく必要があります。検定に必要な書類等については、電話でご予約の上、窓口で時前にご相談ください。

なお、検定の申請には次の点にご注意ください。

- ・ 兵庫県教育委員会における検定の申請は、兵庫県内の学校に勤務している方又は教員ではなく兵庫県にお住まいの方に限ります。
- ・ 兵庫県教育委員会における検定により認められる単位や学位は、兵庫県教育委員会へ申請する場合のみ使用することができます。
- ・ 海外で修得した単位や学位は、検定により教育職員免許状申請用として認められない場合があります。

Q39 免許状を取得するための単位相談（必要な単位の内訳等）をしたいのですが、どうすればいいですか？

A39 兵庫県で免許状の申請が可能な方に対して、教育職員免許法等に定める単位数の案内をしています。それ以外の方は、勤務先又はお住まいの都道府県教育委員会へお問い合わせください。

教育職員免許法は非常に複雑なことから間違いを防止するため、単位相談は原則として相談票の郵送でのみ受け付けています。電話やメールでの相談はできません。

詳細は、[教員免許状取得のための単位修得相談](#)をご覧ください。

なお、単位の法定科目名と大学の開講科目名は異なることがあるため、受講する科目がどの法定科目に対応するかについて、兵庫県教育委員会では一切お答えできません。必ず、大学の教務担当の方に相談して確認の上、受講してください。

Q40 教育職員免許状発行の手数料はいくらかかりますか？

A40 手数料は次のとおりです。

手続の種類	手数料
普通免許状の授与	1件につき3,300円
普通免許状の検定・授与	1件につき5,000円
免許状の書換え	1件につき870円
免許状の再交付	1件につき1,100円
授与証明書	1枚につき400円

手数料は兵庫県収入証紙（収入印紙ではありません。）を購入してください。

購入された収入証紙は、現金の還付（払い戻し）や他の額面の収入証紙への交換ができませんので、過不足のないようにしてください。もし、必要な額面以上の収入証紙が各申請書に貼付されていても、差額の払い戻しはできませんので、あらかじめご了承ください。

なお、収入証紙の消印は県が行いますので、ご自分の印鑑等を押さないでください。

また、県外在住のため、兵庫県収入証紙を購入できない場合は、ゆうちょ銀行や郵便局で普通為替証書又は定額小為替証書を購入してください。金額は、過不足のないようにしてください。

Q41 教職員課の場所を教えてください。

A41 兵庫県庁3号館の11階（海側西）です。

県庁への交通手段は次のとおりです。

- ・ 神戸市営地下鉄「県庁前」駅下車すぐ
- ・ JR西日本・阪神「元町」駅西口下車北へ徒歩約8分

問い合わせ先：兵庫県教育委員会事務局教職員課制度・免許係  
電話：078-341-7711（内線5667）  
時間：平日 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時まで